

14. 簡易保育園

簡易保育園に入園しているお子さんの保育料については、子育てのための施設等利用給付の対象となるお子さんと、市川市が実施する補助金交付の対象となるお子さんに分かれています。

クラス年齢	市民税所得割課税額	補助金／子育てのための施設等利用給付	第2子以降の加算補助
0歳～2歳	課税世帯	市川市の補助金の交付が受けられます。 (所得割課税額により補助金額が異なります。)	世帯内の第2子以降のお子さんは、左欄の補助金または施設等利用給付に加算して市川市の補助金の交付が受けられます。
	非課税世帯	子育てのための施設等利用給付が受けられます。 (P42.43をご参照ください。)	
3歳～5歳	課税世帯		
	非課税世帯		

※いずれの制度も、それぞれに定められた要件を満たす必要があります。

【簡易保育園保育料補助金】

＜事業の概要＞

市川市では、認可外保育施設のうち一定の基準を満たす施設(以下「簡易保育園」という)に入園しているお子さんの保護者へ補助金を交付しています。

＜対象となる認可外保育施設(簡易保育園)＞

児童福祉法第59条の2による設置届を提出している施設のうち、開園時間が1日8時間以上であり、有資格者の保育従事者を1名以上配置している施設が対象になります。ただし、居宅訪問型保育事業(ベビーシッター)、事業主等がその雇用者のために設置した保育施設、企業主導型保育事業制度に基づいて設置した保育施設は、対象なりません。

市川市内の簡易保育園の一覧については、P45をご参照ください。

＜補助金対象者＞

補助金の交付を受けるには、下記の要件を全て満たしていることが必要となります。

- ① 簡易保育園利用時に市川市に住民登録されていること。
- ② 保護者のいずれもが、就労等により月64時間以上お子さんを保育できない状況にあること。
- ③ 月極の保育料を園に納め、簡易保育園にお子さんを預けていること。(一時預かりは対象外です。)
- ④ 認可保育施設の保育料に未納が無いこと。

<補助の要件について>

保護者のいずれもが、下記の要件が必要となります。要件が変更となった場合、変更後の要件書類の提出が必要です。

要 件	提出書類等
就労 就労	<p>月 64 時間以上 (休憩時間を除く実働時間)</p> <p>●就労証明書(市指定の様式)※雇用主又は事業主が記入 ※雇用契約期間に定めがある場合、契約更新毎に提出が必要となります。 ※就労の実態が確認できない場合、要件を満たさないと判断することがあります。 ※ダブルワーク等、複数個所で就労されている方は<u>直近 1か月分のシフト表(原則、会社規定のもの)</u>または勤怠表をご提出ください。 その他、就労状況により下線部の書類の提出を求めることがあります。</p>
自営業の方 自営業の方	<p>開業後1年以上の場合 ●確定申告書 第1表・第2表の写し(コピー)</p> <p>開業後1年未満の場合 ●開業届の控え(コピー) ●「申告書等の提出について」(リーフレット) ※日付、税務署名記載のもの。税務署で交付</p>
妊娠・出産 妊娠・出産	<p>出産予定月とその前後 2ヶ月の計 5ヶ月間 が対象 例: 6月出産予定の場合 4月←5月←6月→7月→8月</p> <p>●母子健康手帳のコピー (表紙及び分娩予定日記載ページ)</p>
保護者の 疾病・障がい 保護者の 疾病・障がい	<p>●診断書(市指定の様式)又は障害者手帳(療育手帳を含む)のコピー ※診断書は医師による證明が必要です。(整骨院等は不可) ※診断書の内容によっては、保育の必要性を確認する書類として認められない場合があります。</p>
介護・看護 介護・看護	<p>月 64 時間以上</p> <p>●介護・看護・付添い状況申告書(市指定の様式) ●被介護者の診断書(市指定の様式)、介護保険証・障害者手帳(療育手帳を含む)のコピー又は付添い状況証明書(小学生以下)(市指定の様式)</p>
災害復旧 災害復旧	<p>●罹災証明書等</p>
求職活動 求職活動	<p>求職開始から 60 日が経過した日が含まれる月の月末までが対象。 その後、就労を開始した上で就労証明書の提出が必要。</p> <p>●求職活動申告書(市指定の様式)</p>
就学 就学	<p>卒業又は修了予定日が属する月の月末まで</p> <p>●在学証明書 ●時間割表 (原則、学校作成のもの。作成不可の場合はご相談ください。)</p>
虐待や DV の おそれ 虐待や DV の おそれ	<p>●関係機関からの証明書</p>
育児 休業 育児 休業	<p>上のお子さんを簡易保育園に預け、下のお子さんの育児休暇を取得されている場合。 ※最大で下のお子さんの育児休業期間終了日の月末まで。</p> <p>●就労証明書(市指定の様式) ※育児休業期間の記入・出産後に証明されている必要があります。</p>

<補助金額について>

○月の補助金額が保育料の月額を超えるときは、当該保育料の月額までとなります。

※第2子以降の補助金加算もございます。詳しくは下記<第2子以降の補助金加算について>をご覧ください。

クラス年齢	市民税所得割額	補助金額
0歳～2歳 (市民税の所得割額課税世帯 ※1)	～48,600円未満	28,000円／月
	48,600円～97,000円未満	24,000円／月
	97,000円以上	21,000円／月
0歳～2歳（非課税世帯 ※1）	子育てのための施設等利用給付の対象になります。	
3歳～5歳	別途申請手続きが必要です。（P41をご参照ください）	

※1 4月～8月利用分は前年度の市民税、9月～3月分は当該年度の市民税で補助金額を決定します。

父母の収入が一定額以下の場合は、同居している祖父母等の市民税で補助金額を決定します。

<第2子以降の補助金加算について>

○世帯内の第1子等の年齢に関わらず、第2子以降の場合に、通常の補助金のほか25,000円を限度に補助金を加算します。（通常の補助金の要件も必要となります。）

子育てのための施設等利用給付の対象である3歳以上児（全世帯）、3歳未満児（非課税世帯）も第2子加算補助の対象となります。対象者は、子育てのための施設等利用給付の認定に加えて、簡易保育園保育料補助金の申請が必要です。尚、申請は年度ごとに必要となります。

※市外の簡易保育園に通う児童も対象です。

※世帯の所得制限はありません。

○通常の補助金額に加算して補助することにより、簡易保育園に支払っている保育料を超えないように、加算額を調整します。（加算額は25,000円が限度）

例1) 1歳児、月40,000円で簡易保育園に入園している第2子の加算補助金額は？

保育料：月40,000円－通常の補助金：21,000円＝19,000円：加算補助金額

例2) 4歳児、月40,000円で簡易保育園に入園している第2子の加算補助金額は？

保育料：月40,000円－子育てのための施設等利用給付金：37,000円＝3,000円：加算補助金額

<申請について（令和7年度）>

○申請書類等は、市川市役所こども施設入園課、行徳支所子育てナビ行徳・保育園入園受付窓口及び市内各簡易保育園にあります。市公式Webサイトからもダウンロードできます。

市公式Webサイトトップページ > 入園・入学 > 保育園入園の手続き

> 簡易保育園について

(<https://www.city.ichikawa.lg.jp/chi03/1521000001.html>)



申請書類	
① 簡易保育園保育料補助金交付申請書（市指定の様式）	世帯構成状況は、住民票の同別に限らず同居している場合は、ご家族全員をご記入ください。（お子さん一人につき一部）
② 通園証明書（市指定の様式）	保育園に記入していただく書類です。（お子さん一人につき一部）

③ お子さんを保育できないことの証明 (保護者の方)	提出書類は、「補助の要件について」(P36)をご参照ください。 単身赴任(海外含む)等の場合も必要です。 «対象者»◆父 ◆母 ◆同居の内縁の妻・夫	
④ その他状況に応じて必要な書類	申請時の状況	提出書類
	ひとり親世帯、両親不存在	世帯状況申立書(市指定の様式) 戸籍全部事項証明(離婚の場合は離婚後のもの、 離婚成立日と親権者が記載されているもの) (コピー可)
	ひとり親世帯(予定)	世帯状況申立書(市指定の様式) 離婚調停のわかるもの(裁判所からの呼出し状等) (コピー可)
⑤ 住民税課税(非課税) 証明書又は納税通知書 (該当する方のみ)		保護者やお子さん、同居家族で外国籍の方 特別永住者証明書または在留カードのコピー (表裏) 資格外活動許可証のコピー
 ○令和7年度の申請にあたり、下記ABに該当する場合は、提出が必要です。 【A】令和7年4月～令和7年8月利用分を申請の場合 令和6年1月1日時点で他市区町村にお住いだった方 →令和6年度分の課税証明書等をご提出ください。 【B】令和7年9月～令和8年3月利用分を申請の場合 令和7年1月1日時点で他市区町村にお住まいだった方 →令和7年度分の課税証明書等をご提出ください。 ※【A】【B】どちらにも該当する場合、令和6年度分及び令和7年度分の課税証明書等が必要になります。		

«記入上の注意事項»

- 保育園が市と請求手続きを行う関係で、申請書に委任者欄がございますので、必ずご記入ください。
- 申請書裏面の振込先口座は、記入漏れ等がないようにご記入ください。
- 第2子加算の対象となる方は、「簡易保育園保育料補助金交付申請書」裏面の最後の部分「第2子以後の保育料加算分について」の欄をご記入ください。
- ※状況を確認して、要件を満たしていない場合には、第2子以降の補助金は加算されません。

上記、必要書類を揃えて

市内の簡易保育園に入園されている方は、保育園にご提出ください。

市外の簡易保育園に入園されている方は、直接、市役所こども施設入園課、又は、行徳支所子育てナビ行徳・保育園入園受付窓口にご提出ください。

(郵送される場合は、〒272-8501 市川市八幡1-1-1 こども施設入園課 事業管理グループ宛にお送りください。)

<請求手続きについて>

○内容

1. 補助金の請求に必要な「実績報告書兼交付請求書」を各保育園に記入依頼をします。

保育園よりお子様の保育料を納めていること、通園されていることの実績報告を受け請求手続きが完了となります。

2. 「実績報告書兼交付請求書」は3ヶ月に一回(四半期毎)、各保育園に依頼します。

<申請書提出期限及び振込月等について(令和7年度)>

四半期	対象月	提出期限	支払予定日
第1期	4月～6月	令和7年6月30日(必着)	令和7年9月下旬
第2期	7月～9月	令和7年9月30日(必着)	令和7年12月下旬
第3期	10月～12月	令和7年12月26日(必着)	令和8年3月下旬
第4期	1月～3月	令和8年3月31日(必着)	令和8年5月下旬

※申請書類は、通園を開始した時点で、できるだけ早めにご提出ください。

○振込み日等のお知らせは、各保育園に掲示いたします。

○交付金額については、市川市簡易保育園保育料補助金交付可否決定通知書によりお伝えいたします。

※申請手続きは、年度ごとに必要です。

年度終了後(令和8年3月31日より後)に前年分の申請をなされても、補助金の交付はできませんのでご注意ください。

<申請後に状況等が変わった場合について>

申請後に申請内容が変わった場合は、必要に応じて下記の書類の提出が必要となります。

項目	提出書類	
住所等が変わった場合	変更等承認申請書	
勤務先の変更	変更等承認申請書(前退職日を記載)	就労証明書(新しい勤務先)
雇用期間の更新をした場合	変更等承認申請書	就労証明書
退園したとき	変更等承認申請書(退園日を記載)	
振込先口座の変更	振込指定口座変更届	
簡易保育園を変更した場合	簡易保育園保育料補助金交付申請書 及び 新しい保育園の通園証明書	
要件の変更が生じた場合	変更等承認申請書 及び 変更後の要件書類	

★★ 次のような場合は、補助金の交付ができなくなります。 ★★

- ① 市川市外に転出した。
- ② 簡易保育園を退園した。
- ③ 仕事を辞めたなど、お子さんを保育できないと認められる状況ではなくなった。
- ④ 職場に在籍したまま休業することになった際、休業要件への変更手続きをしなかった。

※補助金交付後に保育を必要とする要件がないことが判明するなど、交付対象外となった場合は、交付した補助金は返還していただきますので、ご留意ください。

<Q&A>

Q 育児休業から復職するために簡易保育園に預けることとしましたが、いつから補助金の対象となりますか？

A 入園された月の翌月10日までに復職された場合、入園された月から交付対象となります。

そのため、復職日を確認する必要がありますので、復職日以降に証明された就労証明書をご提出ください。

例) 4月入園、5月10日に復職→4月から交付対象

4月入園、5月11日に復職→5月から交付対象

Q こどもが簡易保育園に通って補助金を受けておりますが、この度第2子を出産することになり、母は産前・産後休暇、育児休業を取ることになりました。育児休業中も第1子はそのまま簡易保育園に通わせようと思いますが、その間も補助金は出ますか？

A 下の子の産前・産後休暇、育児休業の期間(下の子の育児休業期間終了日の月末まで)も、上の子の補助金は交付します。

また、パートでお勤めの方などで、第2子出産にあたり一度仕事を辞めた場合には、出産予定日をはさんで前後2ヶ月ずつ合計5ヶ月間は出産要件で補助金の対象となります。それ以外の期間は、仕事をしているなど保育を必要とする要件を満たしてなければ対象となりません。

産前・産後合計5ヶ月間については母子手帳のコピーの提出、育児休業取得期間については、育休取得期間を記入した就労証明書の提出がそれぞれ必要となります。

Q こどもが簡易保育園に通って補助金を受けていますが、離職をしました。その後、再就職をするための求職期間中は、補助金が出ますか？

A 求職開始から60日が経過した日が含まれる月の月末までが対象となります。変更等承認申請書と求職活動申告書を併せてご提出ください。その後、就労を開始した上で就労証明書の提出が必要です。

Q 第2子以降の補助金加算は、第1子の年齢によって対象とならない場合がありますか？

A 第1子の年齢は問いません。

(例) 第1子が19歳、第2子が5歳の場合→第2子は加算対象になります。

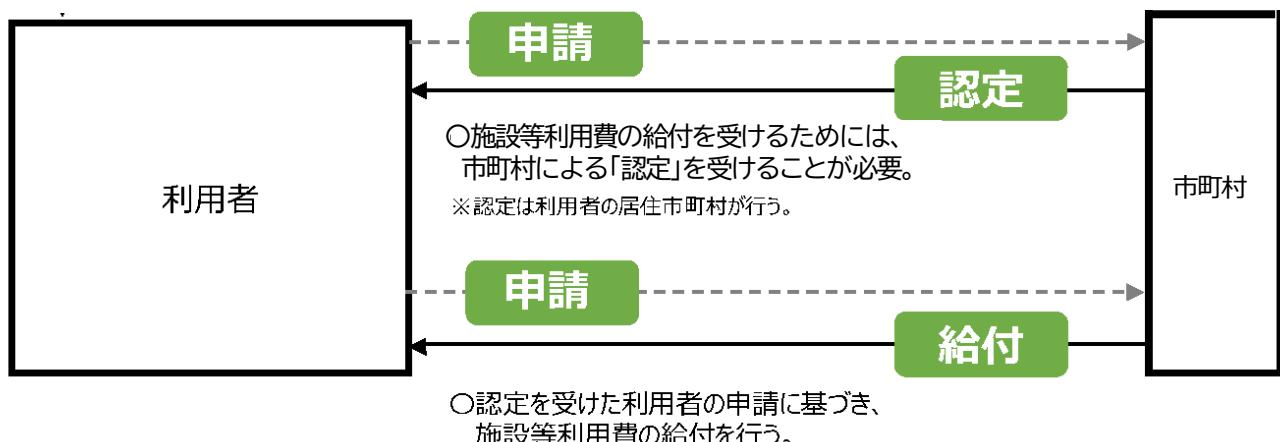
Q 第2子以降の補助金加算は、世帯の所得制限はありますか？

A 世帯の所得制限はありません。

【子育てのための施設等利用給付】

認可外保育施設(簡易保育園)、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業の利用料については、
子育てのための施設等利用給付制度により一定額を上限に無償化の給付を受けることができます。

＜子育てのための施設等利用給付を受けるまでの流れ＞



＜対象施設＞

- ・児童福祉法第59条の2の規定による設置届を提出した認可外保育施設（企業主導型保育施設を除く）
※令和6年10月1日以降は、認可外保育施設の指導監督基準を満たした施設に限る
- ・一時預かり事業
- ・病(後)児保育事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業

※所在地の市区町村の確認を受けた施設・事業が対象です。

市川市内の対象施設については市公式Webサイトをご確認ください。



＜対象者＞

以下の要件を、いずれも満たす方が対象となります。

- ① 上記の無償化対象施設に在園し、かつ市川市に住民登録のある3～5歳児(全世帯)又は0～2歳児(住民税非課税世帯)
- ② 共働き世帯のこどもなど保育の必要性の認定を受けた児童

※年齢は、クラス年齢(各年度4月1日時点の年齢)です。

※市川市外の認可外保育施設等に通われる場合も対象となります。

※市川市に住民登録がない場合は、住民登録のある市区町村の担当課へご確認ください。

<金額(上限)>

対象者	金額(上限)
3歳以上児(全世帯)	37,000円／月
3歳未満児(住民税非課税世帯)	42,000円／月

※実際にかかる保育料と無償化上限額とを比較し、低い方の額を支給します。

※対象となるのは利用料(保育料)です。通園送迎費、食材料費、行事費などは対象外となります。

<施設等利用給付認定を受けるための手続き>

施設等利用費の給付を受けるためには、事前に市川市から認定を受けることが必要です。

※さかのぼって認定することはできません。

○提出書類

- ①市川市子育てのための施設等利用給付認定申請書(様式第15号の5)
- ②保育の必要性を確認するための書類…【表A】参照
- ③その他状況に応じて必要な書類 …【表B】参照

【表A】保育の必要性を確認するための書類

《対象者》◆父 ◆母 ◆同居の内縁の夫・妻

※世帯分離していても同一住所または同一建物、マンション等に住んでいる場合は同居とみなします。

※単身赴任(海外含む)の場合も、就労証明書が必要になります。

事由	必要書類	認定期間
就労 ※月実働64時間以上 (休憩時間を除く実働時間)	<ul style="list-style-type: none"> ●就労証明書(市指定の様式)※雇用主又は事業主が記入 ※雇用契約期間に定めがある場合、契約更新毎に提出が必要となります。 ※就労の実態が確認できない場合、要件を満たさないと判断することがあります。 ※ダブルワーク等、複数箇所で就労されている方は<u>直近1か月分のシフト表(原則、会社規定のもの)</u>または<u>勤怠表</u>をご提出ください。 その他、就労状況により下線部の書類の提出を求めることがあります。 	左記の状態が継続すると見込まれる期間
自営業の方	<ul style="list-style-type: none"> 開業後1年以上の場合 ●確定申告書、第1表・第2表の写し(コピー) 開業後1年未満の場合 ●開業届の控え(コピー) ●「申告書等の提出について」(リーフレット) ※日付、税務署名記載のもの。税務署で交付 	
妊娠・出産	●母子健康手帳のコピー(表紙及び分娩予定日のページ)	出産予定月とその前後2ヶ月の計5ヶ月
保護者の疾病・障がい	<ul style="list-style-type: none"> ●診断書(市指定の様式)又は障害者手帳(療育手帳を含む)コピー ※診断書は医師による証明が必要です。(整骨院等は不可) ※診断書の内容によっては、保育の必要性を確認する書類として認められない場合があります。 	左記の状態が継続すると見込まれる期間
介護、看護 ※月64時間以上	<ul style="list-style-type: none"> ●介護・看護・付添い状況申告書(市指定の様式) ●被介護者の診断書(市指定の様式)、介護保険証・障害者手帳(療育手帳を含む)のコピー又は付添い状況証明書(小学生以下)(市指定の様式) 	左記の状態が継続すると見込まれる期間
災害復旧	●罹災証明書等	災害復旧が完了すると見込まれる期間

求職活動	●求職活動申告書(市指定の様式) ※認定期間に内に就労を開始した上で「就労証明書」の提出が必要です。	求職活動開始日から 60 日が経過する日が含まれる月の月末まで
就学 ※月64時間以上	●在学証明書 ●時間割表(原則学校作成のもの。作成不可の場合はご相談ください。)	卒業予定日又は終了予定日が属する月の月末まで
虐待やDVのおそれ	●関係機関からの証明書	左記の状態が継続すると見込まれる期間
上の子を保育施設等に預け、下の子の育児休業を取得されている場合	●就労証明書(市指定の様式) ※育児休業期間の記入・出産後に証明されている必要があります。	育児休業期間終了日の月末まで

【表B】その他状況に応じて必要な書類

申請時の状況	必要書類
ひとり親世帯、両親不存在	世帯状況申立書(市指定の様式)、戸籍全部事項証明(離婚の場合は離婚後のもの、離婚成立日と親権者が記載されているもの)(コピー可)
ひとり親世帯(予定)	世帯状況申立書(市指定の様式) 離婚調停のわかるもの(裁判所からの呼出し状等、コピー可)
保護者やお子さん、同居家族で外国籍の方	特別永住者証明書または在留カードのコピー(表裏) 資格外活動許可証のコピー
0・1・2歳児の住民税非課税世帯の児童に係る申請を行う場合であって、右記に該当する方 ※父及び母(若しくは同居の内縁の夫・妻)及び同居の祖父母の分について必要です。	住民税非課税証明書 ○令和7年度の申請にあたり、下記ABに該当する場合は、ご提出が必要です 【A】令和7年4月～令和7年8月利用分を申請の場合 令和6年1月1日時点で他市区町村にお住まいだった方 →令和6年度分の非課税証明書をご提出ください。 【B】令和7年9月～令和8年3月利用分を申請の場合 令和7年1月1日時点で他市区町村にお住まいだった方 →令和7年度分の非課税証明書をご提出ください。 ※【A】【B】どちらにも該当する場合、令和6年度分及び令和7年度分の非課税証明書が必要になります。

○提出期限

対象施設を利用する前月の最終開庁日まで(認定開始希望月の前月の開庁日まで)に認定に必要な書類をこども施設入園課にご提出ください(必着)。

※認定を受ける前に施設を利用した分については無償化の対象になりませんのでご注意ください。

<認定に関する注意事項>

- ・給付認定後に家庭状況に変化があった場合は、変更手続きが必要となりますので、こども施設入園課に必要書類の提出をお願いいたします。

【例】認定の有効期間、保育の必要な事由の変更の場合

- ・市川市施設等利用給付認定変更申請書
- ・保育の必要性を証明する書類(変更がある場合のみ／就労証明書など)
- ・その他状況に応じて必要な書類(変更がある場合のみ／ひとり親世帯の方などが対象)

住所、氏名の変更の場合

- ・市川市施設等利用給付認定申請事項変更届

退園、市外への転出等

- ・市川市施設等利用給付認定取消届

- ・在園したまま市外に転出した場合は、転出先の市区町村で無償化の対象となりますので、新たに住民登録された市区町村の担当課へ、無償化に必要な手続きをご確認ください。また、必ず利用施設に市外に転出したことをお知らせください。
- ・企業主導型保育事業を利用されている方は、無償化の対象外となります。
- ・就学前の障がい児の発達支援を利用する場合は、ともに無償化となります。

＜施設等利用費を請求するための手続き＞

認定を受けた利用者の請求に基づき、市川市から保護者へ施設等利用費を給付します。

○提出書類

①市川市施設等利用費請求書(償還払・認可外保育施設等用)【様式第15号の17(その2)】

②【認可外保育施設、病後児保育事業を利用している場合】

・市川市特定子ども・子育て支援の提供に係る領収額証明書兼提供証明書

【一時預かり事業を利用している場合】

・納入通知書兼領収証書 及び 一時預かり事業利用明細票

(一時預かり事業利用明細票を発行していない園の場合は、「市川市特定子ども・子育て支援の提供に係る領収額証明書兼提供証明書」を提出してください。)

【ファミリー・サポート・センター事業を利用している場合】

・援助活動報告書

※②の書類は、施設が発行するものです。ただし、一時預かり事業を利用している方で市から納入通知書兼領収証書及び一時預かり事業明細書が送られてきた場合はそちらをご提出ください。

※請求書は、通園先の施設もしくは市川市公式 Web サイトから取得できます。

○令和7年度 提出期限、支払予定日

対象年月	提出期限	支払予定日
令和7年 4月～ 6月分	令和7年 7月 18日(必着)	令和7年 9月下旬
令和7年 7月～ 9月分	令和7年 10月 17日(必着)	令和7年 12月下旬
令和7年 10月～12月分	令和8年 1月 16日(必着)	令和8年 3月下旬
令和8年 1月～ 3月分	令和8年 4月 7日(必着)	令和8年 5月下旬

＜現況届について＞

認定を受けた方は、年に一度、「現況届」の提出が必要となります。現況届に必要な書類は別途ご案内します。

★市指定の書類については、市川市所定の様式があります。市川市公式 Web サイトよりダウンロードしてご利用いただくことが可能です。<https://www.city.ichikawa.lg.jp/chi03/1111000084.html>

市公式 Web サイトトップページ > 入園・入学 > 幼児教育・保育の無償化の手続き >
無償化にかかる申請書類一覧



【利用内容等のお問い合わせ】

市川市 こども部 こども施設入園課 事業管理グループ 電話 704-0255 (直通)

【簡易保育園一覧表(市川市内)】

令和7年8月1日現在

最寄駅	証明書	園名	設置者	住所	電話
総武線 市川駅	★	リトルガーデン市川	(株)リトルガーデン	市川南4-2-20 サウスコートスカイ1階	710-8235
	★	KOALA KIDS	(株)KOALA KIDS	市川2-22-7	316-0414
総武線 本八幡駅	★	Milky Way International Preschool	C2C Galactic Academy(株)	南八幡4-5-17 清鳳ビル1階	312-6173
	★	バイリンガル幼稚園 Kids Duo International ニッケコルトンプラザ市川	(株)ニッケライフ	鬼高1-1-1 ツムグテラス1・2階	0120-611-885
	★	Lauren Forest International School	Lauren Forest(株)	南八幡4-4-5 1階	711-1410
武蔵野線 市川大野駅	★	ひだまりおやこ園	(株)元氣	柏井町2-75-2	338-1706
東西線 妙典駅	★	Little gems International School 東京ベイ校	(株)みひらく	妙典4-3-31 グレースコート妙典1階	321-6151
東西線 行徳駅	★	ブルウミング幼保園	(有)ID・アーマン	行徳駅前3-1-16	399-0757
東西線 南行徳駅	★	簡易保育園ベビーランド	仲村 三恵	相之川4-2-8-101	357-9939
	★	保育所キッズプラザ 南行徳駅前園	宮本 一之	南行徳1-9-15 卓ビル2階	307-8211
	★	ぴかキッズランド	安田 恵弘	相之川3-14-1 秋山マンション101	359-1848
	★	English School イマジンJapan 南行徳児童園	中村 聰之	南行徳2-12-7	356-6988
	★	かるがもンテツソーリ子どもの家	松澤 かず子	南行徳3-4-10 KMビル3階	395-3837

※ ★は認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けている施設です。

※ 申込みについては各園にお問い合わせください。